

2025 年 9 月

デ ジ タ ル 大 臣
平 将 明 様

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

税・公金の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、引き続き、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、税・公金の電子納付のより一層の推進等について、特に重要と思われる事項について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、下記に記載の事項に加え、別紙においてもご検討を賜りたく存じます事項を整理しております。併せてご確認くださいようお願い申し上げます。

1. 税・公金の電子納付環境整備

(1) 地方公金・国庫金収納のデジタル化【3回】¹

「規制改革実施計画のフォローアップの結果について」（2025 年 5 月 28 日公表）においては、「各地方公共団体における公金収納に係る eLTAX の活用に関する検討状況や課題を丁寧に把握し、必要な情報提供や助言をきめ細やかに行うなど、どの地方公共団体においても、eLTAX の活用に向けた準備が着実に進められるよう、必要な取組を実施。」と記載されている。

足許では、2024 年 10 月 4 日に改訂された「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針」において、「デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和 8 年 9 月までに eL-QR を活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対しても eL-QR を活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる」とこととされ、全国共通の取扱いとするべき公金が拡充された認識である。

料目によって所管省庁が異なるところ、貴庁におかれては、法令面・運用面の両面から、本件が省庁横断的に円滑に導入されるよう、引き続き、ご尽力いただきたい。

また、納付書作成・発行時の不備による使用不可の QR コードが付与された地方税の納付に係る eL-QR 納付書が発生している。対象公金の拡大、推進にあたり、QR コード作成に不備のあった地方公共団体に対する注意喚起、再発防止策の指導を行っていただきたい。

あわせて、国庫金（国税、国民年金保険料等）の納付におかれても、地方税の収納で活用している「地方税統一 QR コード」と同一規格の QR コードを利用した納付方法が導入されるように働きかけを行っていただきたい。

(2) 納付書の様式統一【5回】

2023 年 4 月に開始された「地方税統一 QR コード」による収納により、必ずしも納付書の様式が統一されていなくとも効率的な処理が可能となったものの、金融機関としては、帳票を機械処理するうえでの迅速性・正確性の観点から、あらゆる税・公金の納付書の様式が統一されることを、引き続き希望している。

¹ 【○回】は令和 3 年以降の要望回数を示す。これ以降の記載も同様。

足許では、「規制改革実施計画のフォローアップの結果について」（2025 年 5 月 28 日公表）において、「令和 5 年 8 月 31 日に税務システム標準仕様書【第 3.0 版】を策定し、税目毎に帳票レイアウトを定義しており、できる限り書式・様式等の統一化も図った」とされている。システム標準化に伴い、帳票レイアウト等が変更になることで、金融機関側でもシステム対応等が必要となる可能性がある。貴庁におかれては、本年 4 月に地方公共団体宛に読取りテストのスケジュール調整等を金融機関と行うことを周知していただいた認識である。引き続き、地方公共団体および金融機関間の円滑な調整に向けてご尽力いただきたい。

一方、システム標準化の対象となっていない税目におかれては、様式の統一化が図られない認識であることから、今後、システム標準化の対象となっていない税目・料目におかれても、自庁印刷分を含む独自規格を見直し、様式統一を図ることを各所管省庁とともにご検討いただきたい²。

(3) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納付の義務化に向けた各省庁の取組支援【5回】

「規制改革実施計画」（2021 年 6 月 18 日閣議決定）においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

電子申告の利用率 100%を図るためには、納付者の利便性を向上させることが肝要であり、納付者が国税と地方税について、同時（ワンスオンリー）かつ簡便に手続きできるようにすべきである。

以上を踏まえ、貴庁におかれては、e-Tax および eLTAX の UI・UX のさらなる改善（住民税特徴分の eLTAX を用いた電子納付について給与所得分だけでなく、退職所得分についても一括ファイルアップロード機能を付与する等も含む）を後押しいただくとともに、両システムの情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、財務省（国税庁）と総務省の間に立って統括・管理等を行うようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えている。

この点、金融界から国税庁および総務省に対して、行政機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、例えば、行政機関向け利用マニュアルを整備して推進することを含め、積極的に検討いただきたい旨要望しており、貴庁におかれても、これにご協力いた

² なお、この統一様式は「マルチペイメントネットワーク（MPN）標準帳票ガイドライン」にもとづくものとするのが合理的と考えられる。

きたい。

(4) 預貯金等照会の電子化の促進【3回】

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約 6,000 万件（平成 30 年度調査結果）に及び、昨今では電子照会が急速に進展しているものの、書面による照会は依然として相当数に上る。さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。

なお、預貯金等照会に関しては、民間の電子化サービスが提供されている状況にある。これに関連し、2024 年 10 月には、国・地方デジタル共通基盤推進協議会において「デジタル庁は、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省の協力を得て、令和 7 年 3 月末までに預貯金照会のオンライン化の拡大について、今後のスケジュールを記した推進方針案を策定する」との方針が示された。その後、2025 年 6 月 2 日には、本方針にもとづき、デジタル庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省において「預貯金照会のオンライン化の拡大に係る共通化推進方針」が決定された。

政府の旗振りのもと開始した本件電子化の取組みについては、ぜひ行政機関に先導いただきたく³、貴庁におかれては、行政機関における民間の電子化サービスの導入について、一定期間内での義務化や財政面での支援を図る等、力強く推進いただきたい。

以 上

³ 業務効率化や回答期間の短縮化等、金融機関だけでなく行政機関にもメリットがあるものであると認識している。

(別 紙)

税・公金の電子納付の推進等について
その他要望事項一覧

【目 次】

1. 税・公金の電子納付環境整備

- (1) 交通反則金のキャッシュレス納付の実現
- (2) マイナポータルを活用した税・公金の電子納付の実現
- (3) 証券による納付の廃止
- (4) 地方公共団体が受け取る料金のキャッシュレス納付の推進
- (5) 民間車検場側の DX インフラ整備促進
- (6) 自動車税還付時の口座振込払い
- (7) 収納代行企業を活用した税公金の口座振替の促進
- (8) 遺失現金の遺失者への支払等に関する小切手の廃止・削減
- (9) 補助金申請における振込確証の電子化対応【新規要望】

2. 電子納付の利用勧奨

- (1) 税・公金の電子納付に関する周知・広報
- (2) 納付者に対するインセンティブ付与

1. 税・公金の電子納付環境整備

(1) 交通反則金のキャッシュレス納付の実現

- 交通反則金のキャッシュレス納付の実現に向けて、警察庁の取組みを引き続き力強く支援いただきたい。

交通反則金の納付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2023 年 6 月 9 日閣議決定）において、「全都道府県警察への導入に向けた調整等を行い、交通反則金の納付方法の多様化に必要な措置を実施する。」とされた。

秋田県および島根県では、インターネットバンキングや ATM からの交通反則金専用口座への振込等による納付について試行されているが、その後これまでに他都道府県への広がりは見られず、2 県を除いて従来どおりの取扱いが続けられているものと承知している。警察庁「令和 6 年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」によれば、令和 6 年中における道路交通法違反の告知・送致件数は 4, 204, 155 件であるところ、その大部分が、納付書により金融機関窓口で納付されていると思われる。加えて、2026 年 4 月 1 日からは、自転車の交通違反に対する反則金納付の通告制度が開始される予定であり、今後、納付件数の増加が見込まれる。

金融機関における交通反則金の収納事務としては、受付後、都道府県毎の納付書の仕分けや手計算等を行ったうえ、各警察署等に回付している。依然として存在する手書きの納付書については、異例対応として処理に時間を要しており、繁忙時には、他の取引で来訪した顧客の待ち時間が長くなる等の影響が生じている。

この点、2024 年 4 月以降は一部都道府県警においては、放置駐車違反金のスマートフォン決済アプリでの納付が可能となる等進展も見られている。貴庁におかれては、交通反則金のキャッシュレス納付の実現に向けて、警察庁の取組みを引き続き力強く支援いただきたい。

(2) マイナポータルを活用した税・公金の電子納付の実現

- 地方税における窓口納付そのもの削減・廃止、すなわち、納税通知書すら書面送達されることなく納税行為が完了する、納税通知書の完全電子化に金融界として期待を寄せている。本件は、既に実施の方向性が固まりつつあることから、総務省の動きを後押ししていただきたい。

2023 年 4 月に開始された「地方税統一 QR コード」による収納により、地方税の納税手続きは大きく効率化されたもの

の、かねて、金融界としては、窓口納付そのものの削減・廃止、すなわち、納税通知書すら書面送達されることなく納税行為が完了する、納税通知書の完全電子化に期待を寄せてきた。

この点、貴庁におかれては、2023 年 4 月 3 日に「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を策定・公表する等、後方支援いただいている。また、「令和 6 年度（2024 年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」の「1.（1）納税通知書等の電子的送付」においては、「納税通知書（課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む）並びにそれに付随する納付書について、eLTAX 経由で電子的に送付できる仕組みを導入すべきと考える。」とされ、実現に向けた機運が高まっている。

貴庁におかれては、引き続き総務省の動きを後押ししていただきたい。

(3) 証券による納付の廃止

- 国税および地方税の納付に当たっては、小切手等の証券による納付を行うことが出来ることとされているが、2027 年度初には電子交換所における手形・小切手の交換業務を廃止することから、証券による納付の廃止に向けた対応の後押しをいただきたい。

現行法令上、国税および地方税の納付に当たっては、小切手等の証券による納付を行うことが認められている。

一方、地方税の納付に関して、2023 年 4 月から開始した「地方税統一 QR コード」による収納に関しては、キャッシュレス納付の推進の観点から、証券による納付の取扱いが不可と整理されたものと承知している。

上記環境を踏まえ、金融界から国税庁および総務省に対して、すべての国税および地方税の納付において、一律、証券による納付の取扱いを廃止いただきたい旨を要望している。

本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、「2026 年度末の手形・小切手の完全電子化」にも直結する重要課題である。2027 年度初には電子交換所における手形・小切手の交換業務を廃止することになったことから喫緊の課題であり、貴庁におかれては、貴庁におかれては、証券による納付の廃止に向けた対応を後押しいただきたい。

(4) 地方公共団体が受け取る料金のキャッシュレス納付の推進

- 地方公共団体が受け取る手数料等について、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス納付への移行が進むよう、関係省庁等と連携しつつ、地方公共団体の取組みを後押ししていただきたい。
- 収入証紙により地方公共団体に対して収めることが可能である各種手数料（旅券発給手数料、納税証明書交付手数料、登記関連手数料等）について、廃止の先行事例を横展開する等、力強く働きかけていただきたい。

2023 年 12 月、経済産業省および一般社団法人キャッシュレス推進協議会によって、「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書」の第 4 版が定められたところ、貴庁におかれては、地方公共団体が受け取る手数料等について、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス納付への移行が進むよう、関係省庁等と連携しつつ、地方公共団体の取組みを後押ししていただきたい。

特に、収入証紙により地方公共団体に対して収めることが可能である各種手数料（旅券発給手数料、納税証明書交付手数料、登記関連手数料等）について、金融界としては、収入証紙の廃止を希望しているところ、先行事例を横展開する等、力強く働きかけていただきたい。

(5) 民間車検場側の DX インフラ整備促進

- 自動車税納付確認システム（JNKS）・軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）における納付情報のシステム反映のタイムラグの極小化については、従前より総務省宛にも要望しているところである。総務省の取組みを力強く支援していただきたい。

自動車税納付確認システム（JNKS）・軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）における納付情報のシステム反映のタイムラグから、納税後すぐに車検を受ける際には、従来どおり納税証明書が必要となる場合があるところ、納税者は、窓口納付を選択せざるを得ない状況が続いている。納付情報のシステム反映のタイムラグの極小化については、従前より総務省宛にも要望しているところであり、総務省の取組みを力強く支援していただきたい。

(6) 自動車税還付時の口座振込払い

- 自動車税の還付手続きにおいて、口座振込払を基本とするよう、地方公共団体に対して働きかけていただきたい。

自動車税の還付手続きにおいては、地方公共団体が納税者に対して送金支払通知書を送付し、納税者はこれを金融機関窓口を持参することで、還付金を現金で受け取る方法が存在する。

本手続きにおいては、納税者に金融機関に来店する負担が生じるほか、金融機関においても、身分証明書の確認等の事務が生じているところ、貴庁におかれては、口座振込払を基本とするよう、地方公共団体に対して働きかけていただきたい。

(7) 収納代行企業を活用した税公金の口座振替の促進

- 税公金の収納について、口座振替を活用した納付を促進する方法として、収納代行企業を活用する方法が考えられる。総務省に要望している本取組を力強く後押ししていただきたい。
- 収納代行企業の積極的な活用による各地方公共団体における口座振替の利用促進をお願いしたい。

税公金の収納については、納税者が金融機関窓口を訪れる必要のない納付方法（eL-QR を用いたスマホ納付・口座振替等）を金融界としても推進している。

これまで以上に口座振替を活用した納付を促進する方法として、収納代行企業を活用する方法が考えられる。

収納代行企業を活用すれば、指定代理金融機関や収納代理金融機関に限らず、多数の金融機関においても、口座振替を利用可能となり、納税者の利便性向上にもつながると思料する。

貴庁におかれては、総務省に要望している本取組を力強く後押ししていただき、収納代行企業の積極的な活用による各地方公共団体における口座振替の利用促進をお願いしたい。

(8) 遺失現金の遺失者への支払等に関する小切手の廃止・削減

- 遺失現金について、遺失者等に支払う際の小切手対応を廃止することを警察庁に要望している。本件の一刻も早い全国での実現に向けて、各県警、警察署の好事例を横展開する等、警察庁の取組みを力強く支援いただきたい。

遺失現金については、各警察署で保管できる上限額以上の拾得金は、当座預金へ預託を行い管理し、遺失者等に支払う際には小切手を利用する場合があると聞いている。

一方、政府方針として2021年6月に公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれている。また、本政府方針を受け、2027年度初には電子交換所における手形・小切手の交換業務を廃止することになったことから重大な課題となった認識である。

上記状況をうけ、貴庁におかれては、遺失現金の遺失者への支払等に関する小切手の廃止を後押しいただきたい。

(9) 補助金申請における振込確認の電子化対応

- 補助金申請において、インターネットバンキングによる振込明細を確認として認めるよう、電子的証憑の活用を可能とする制度運用への見直しを関係省庁に対して働きかけていただきたい。

金融機関においては、利用者の利便性向上および業務効率化の観点から、振込手続を可能な限りデジタルチャネルへ誘導する取り組みを進めている。一方、民間企業が各種補助金を申請する際には、支払（振込）に係る確認として紙媒体の提出が求められるケースが多く、これによりインターネットバンキングによる振込を避け、紙による振込を選択する事例が散見される。例えば、以下の補助金制度においては、払込（支払）のエビデンスとして振込依頼書の控え等、紙媒体による証明が必要とされる場面があると仄聞している。

- エネルギー使用合理化事業者支援補助金（経済産業省）
- トラック輸送省エネ化推進事業（経済産業省）
- 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（環境省）

これらの制度において、インターネットバンキングで行った振込に係る明細（画面出力、PDF等）を確認として認めるよ

う、補助金申請制度の運用を見直し、電子的証憑の活用を可能とする方向で、関係省庁に対して働きかけていただきたい。

2. 電子納付の利用勧奨

(1) 税・公金の電子納付に関する周知・広報

- 金融界としては、今までの周知・広報ツールに加えて、納税者が利用できる電子納税のチャネル（eLTAX 等）の体験版をご作成いただくこと等が、電子納付の導入促進に寄与するものであると考えている。全国民にデジタル化の恩恵を届けるという観点から、こうした取組みにご協力いただきたい。

電子納付のさらなる推進のためには、上記＜税・公金の電子納付環境整備＞のような環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

金融機関としても、従前、各省庁が作成する周知・広報ツールを用いた取組み、あるいは、独自の取組みを積極的に実施している。

また、金融界としては、今までの周知・広報ツールに加えて、納税者が利用できる電子納税のチャネル（eLTAX 等）の体験版をご作成いただくこと等が、電子納付の導入促進に寄与するものであると考えている。

貴庁におかれても、全国民にデジタル化の恩恵を届けるという観点から、こうした取組みにご協力いただきたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

- 税・公金の種目別に、関係省庁に対して、電子納付を行う者へのインセンティブ付与を要望しており、貴庁におかれては、こうした取り組みにご協力いただきたい。

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納または早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このようなインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であるとする。

金融界は、税・公金の種目別に、関係省庁に対して、電子納付を行う者へのインセンティブ付与（キャッシュバック、ポイント付与のほか、例えば、電子納付限定の軽減税率の適用）を要望しており、貴庁におかれては、こうした取組みにご協力いただきたい。

以 上